

精神障害者保健福祉手帳の更新申請をされる皆さまへ (診断書による更新申請時の臨時的取扱い)

申請者が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避けるため、更新申請時に臨時的に診断書の提出が猶予される場合があります。

1 対象者

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に手帳の有効期限を迎える方のうち、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避ける方。

2 申請方法

臨時的に2回に分け、更新申請を行うこととなります。

(1) 更新申請時に必要となる書類

①申請書、②写真、③マイナンバー関係書類等（申請書に記入）

(2) 現に所持している手帳の有効期限の1年以内に提出が必要となる書類

①申請書、②診断書、③写真、④マイナンバー関係書類等（申請書に記入）

3 留意点

臨時的取扱いを行った場合、診断書の提出期限は下記のとおりです。

	更新前の手帳の有効期限の表記	診断書の提出期限
1	平成32年3月31日（令和2年3月31日）	令和3年3月31日
2	平成32年4月30日（令和2年4月30日）	令和3年4月30日
3	平成32年5月31日（令和2年5月31日）	令和3年5月31日
4	平成32年6月30日（令和2年6月30日）	令和3年6月30日
5	平成32年7月31日（令和2年7月31日）	令和3年7月31日
6	平成32年8月31日（令和2年8月31日）	令和3年8月31日
7	平成32年9月30日（令和2年9月30日）	令和3年9月30日
8	平成32年10月31日（令和2年10月31日）	令和3年10月31日
9	平成32年11月30日（令和2年11月30日）	令和3年11月30日
10	平成32年12月31日（令和2年12月31日）	令和3年12月31日
11	平成33年1月31日（令和3年1月31日）	令和4年1月31日
12	平成33年2月28日（令和3年2月28日）	令和4年2月28日

御不明な点等は下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

鎌ヶ谷市 障がい福祉課 支援係

電話 047-445-1307

千葉県精神保健福祉センター 審査課手帳担当

電話 043-263-3924



案内所

千葉県マスコットキャラクター
「チャーバくん」